

議案第 2 5 号	三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
会 計 課	分担金等に係る延滞金について、その計算方法を市税に係る延滞金と規定の整合を図るに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正趣旨】</b>  納期限後 1 ヶ月以内等の延滞金の計算方法について、市税条例の運用に合わせるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  納期限後 1 ヶ月以内等の延滞金の計算方法について、市税条例の運用に合わせるものである。</p> <p><b>【関係法令】</b>  三田市市税条例（第 1 9 条）</p> <p><b>【改正内容】</b>  延滞金の計算の見直し</p> <p><b>【現行】</b> 第 3 条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法 2 3 1 条の 3 第 1 項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 1 4 . 6 パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日以前の期間については、年 7 . 3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p><b>【改正】</b> 第 3 条 分担金等を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、法 2 3 1 条の 3 第 1 項の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までまでの期間の日数に応じ年 1 4 . 6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p><b>【施行期日】</b>  この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	